

新津クリーンセンターの中継施設化について

1 中継施設化のポイント

- (1) 平成28年3月31日を以って新津クリーンセンターの運転を停止します。
- (2) 地域住民への影響を生じさせないため、収集曜日・時間はこれまでどおりとし、直接搬入されるごみは新津クリーンセンターで引き続き受け入れます。
- (3) 新津クリーンセンターで処理されていたごみは、亀田清掃センター等で処理します。

2 これまでの経緯等

新潟市は平成17年の広域合併により市域が拡大し、旧合併市町村に廃棄物処理施設（焼却施設）が点在しており、平成27年度現在、5施設が稼働している状況です。

平成20年6月の「新・ごみ減量制度」の開始に伴い、家庭系ごみが約3割減少し、これに伴い焼却施設の稼働率が低下したため、平成23年度末に白根グリーントワーの焼却を停止しました。

平成26年度実績で市全体の焼却に係る施設の稼働率は約77%ですが、さらなる効率的な施設運営を図るため統廃合を進めています。

3 中継施設化の検討及び影響

(1) 中継施設化の検討

焼却施設の統廃合については、「市民への影響（ごみカレンダーや収集時間の変更）」が生じないことを最優先に、施設の老朽度、稼働率等を踏まえ、慎重に検討を行いました。

その結果、稼働率が約40%と低い新津クリーンセンターの運転を平成27年度末に休止し、中継施設化することとしました。これにより、市全体の焼却施設の稼働率は約88%となる見込みです。

(2) 中継施設化の影響

地域住民への影響を生じさせないため、収集曜日・時間はこれまでどおりとし、直接搬入されるごみは新津クリーンセンターで引き続き受け入れます。

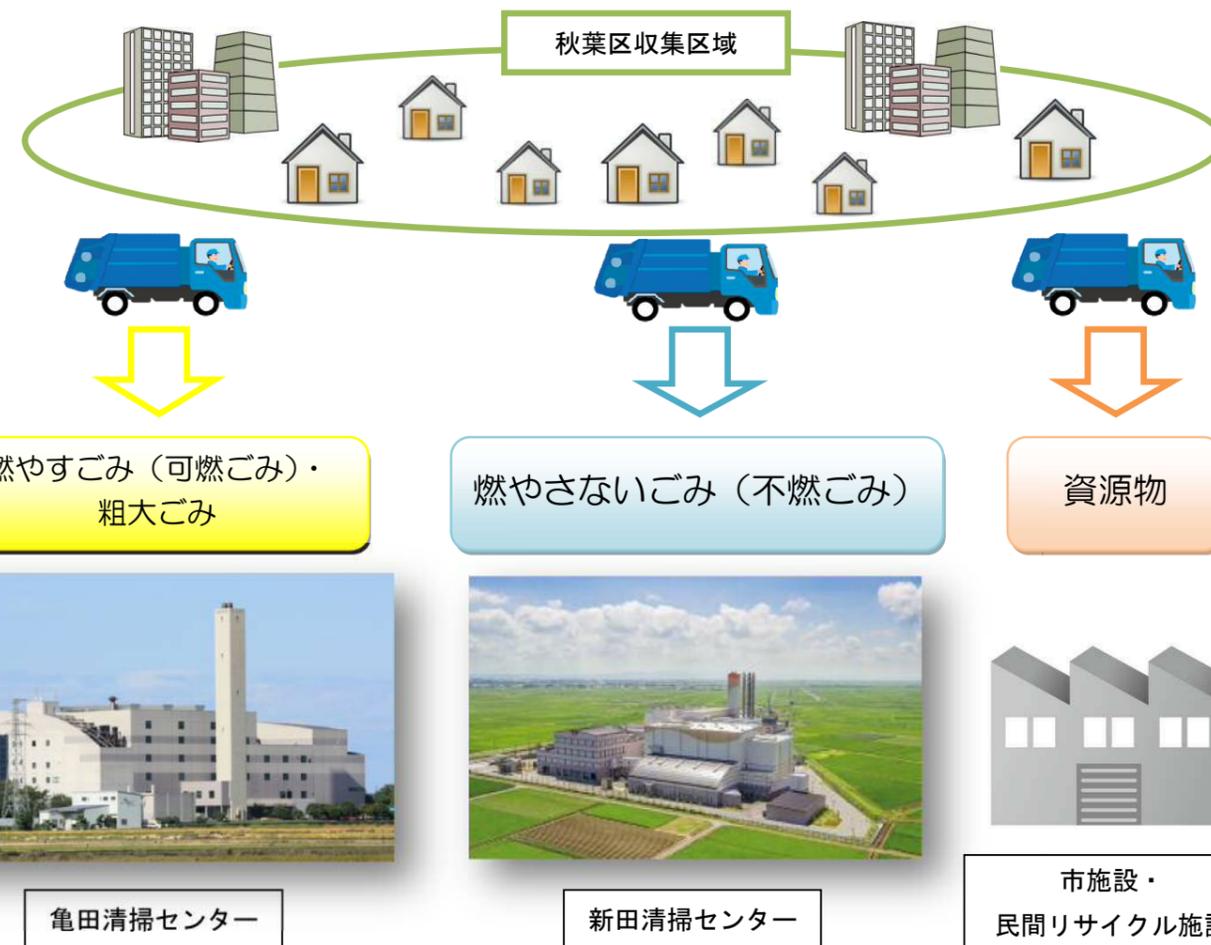
	項目	中継施設化後
①	ごみの収集時間・曜日	変更なし
②	直接搬入ごみ	
③	資源物回収拠点（古紙類、古布・古着）	

4 中継施設化後の処理イメージ

平成27年度内に中継施設化に必要な準備を行い、以下のとおり対応します。



施設名	新津クリーンセンター
所在地	新潟市秋葉区小口 1289 番地 1
処理方式	流動床
処理能力	144t/24h (72t/24h × 2 炉)
竣工年月	平成7年12月
年間処理能力	38,707t/年
焼却処理実績(H26)	15,384t/年



- ※ 家庭系収集ごみ（資源）及び事業系許可ごみは直接各処理施設に搬入されます。
- ※ 家庭系、事業系の直接搬入ごみは新津クリーンセンターで一時保管後、各処理施設に搬入されます。
- ※ 運搬効率の関係から上図とは異なる施設に搬入する区域があります。